

# 窓口等での取引時確認に関する主な変更点

マネー・ローンダリング対策およびテロ資金供与防止策を強化するため、平成28年10月から「犯罪による収益の移転防止に関する法律」が改正されました。

当金庫では、改正法に基づき、窓口等における取引時確認の方法等を一部変更いたしましたので、何卒ご理解とご協力をお願い申し上げます。

## 1. 顔写真のない本人確認書類のお取扱い変更

お客さまの氏名・住居・生年月日を確認させていただく際に、健康保険証などの顔写真がない本人確認書類をご提示いただいた場合、他の本人確認書類や税金・公共料金の領収書のご提示等、追加の確認が必要となりました。

顔写真のない本人確認書類 (主なもの)	改正前 (平成28年9月30日まで)	改正後 (平成28年10月1日以降)
・各種健康保険証 ・国民年金手帳 ・母子健康手帳 等	原本を提示	原本を提示 + 他の本人確認書類 または現住居の記載がある税金・公共料金の領収書(領収日付が6ヵ月以内のもの)の原本を提示 等

## 2. 法人のお客さまのために取引を行っていることを確認する方法

ご来店された方が、法人のお客さまのために取引を行っていることを確認する方法について、社員証等による在籍確認が認められなくなり、書面や電話等の方法により確認することとなりました。

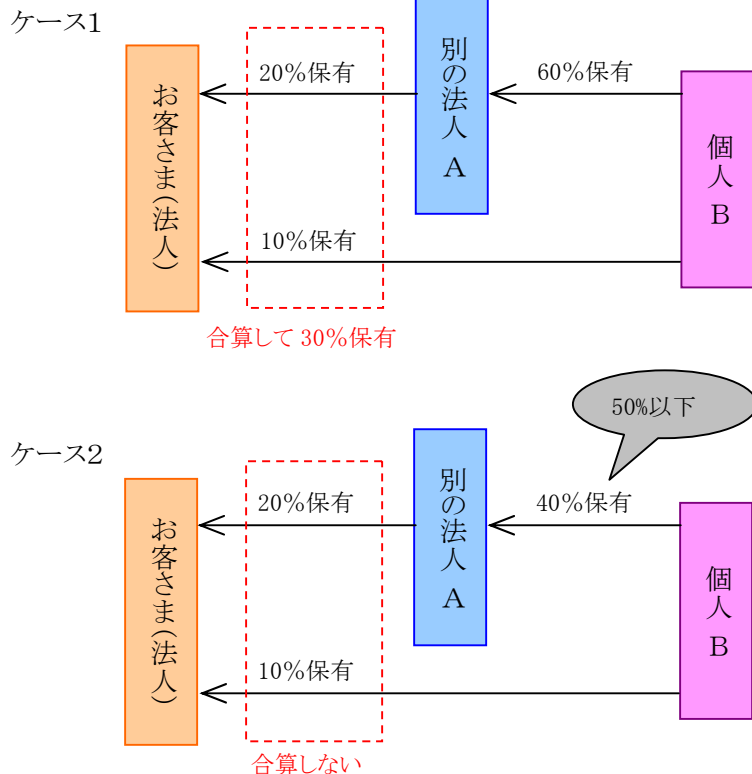
改正前 (平成28年9月30日まで)	改正後 (平成28年10月1日以降)
当該法人に所属していることを示す社員証等を有していること	社員証等による確認はできなくなります
取引担当者が当該法人の役員として登記されていること	取引担当者が当該法人の代表権を有する役員として登記されていること
当該法人の委任状等、取引担当者が当該法人のために取引を行っていることを証する書面を有していること	変更なし
当該法人の本社や営業所等へ電話をかけること等により、取引担当者が当該法人のために取引を行っていることが確認できること 等	

## 3. 法人のお客さまの実質的支配者を確認する方法

法人のお客さまの事業内容に支配的な影響力を有すると認められる方(実質的支配者)の氏名・住居・生年月日の確認にあたり、実質的支配者に該当する方の定義が次のとおり変更されました。

形態	資本多数決法人の場合 (株式会社、有限会社、投資法人、特定目的会社 等)	資本多数決法人以外の法人の場合 (合名会社、合資会社、合同会社、一般社団・財団法人、学校法人、宗教法人、医療法人、社会福祉法人 等)
実質的 支配者	直接または間接に 50%を超える議決権を保有する方	事業収益・事業財産の 50%を超える配当・分配を受ける権利を有する方
	↓ (いない場合)	↓ (いない場合)
	直接または間接に 25%を超える議決権を保有する方	事業収益・事業財産の 25%を超える配当・分配を受ける権利を有する方
	↓ (いない場合)	+ (または)
	出資、融資、取引その他の関係を通じて事業活動に支配的な影響力を有すると認められる方 (例:大口債権者、会長、創業者等)	
	↓ (いない場合)	
	法人を代表し、その業務を執行する方(代表取締役等)	

【間接に保有する例】



お客さまの議決権を 20% 保有する別の法人A。  
その法人Aの議決権を 50% 超保有する個人がいる場合に、間接保有として計算に含めます。

ケース1では、個人Bが、法人Aの議決権を 60% 保有しているので、直接保有する10%に間接保有分(法人Aが保有する20%)を合算すると30%となり、実質的支配者となります。

逆にケース2では、個人Bは、法人Aの議決権を 50% 超保有していないため、法人Aが保有する20%は合算されず、個人Bの保有割合は直接保有する10%のみのため、実質的支配者とはなりません。

4. 外国政府等において重要な公的地位にある方等とお取引に係る確認

個人のお客さまやそのご家族、または法人のお客さまの実質的支配者が外国政府等において重要な公的地位にあるか等についてご確認をさせていただく場合があります。

また、外国政府等において重要な公的地位にある方等との一定のお取引に際しましては、複数の本人確認書類のご提示をお願いするなど、追加のご対応(\*)をお願いさせていただきます。

(\*) 通常の場合と異なる確認をお願いするほか、資産・収入の状況を確認させていただく場合があります。

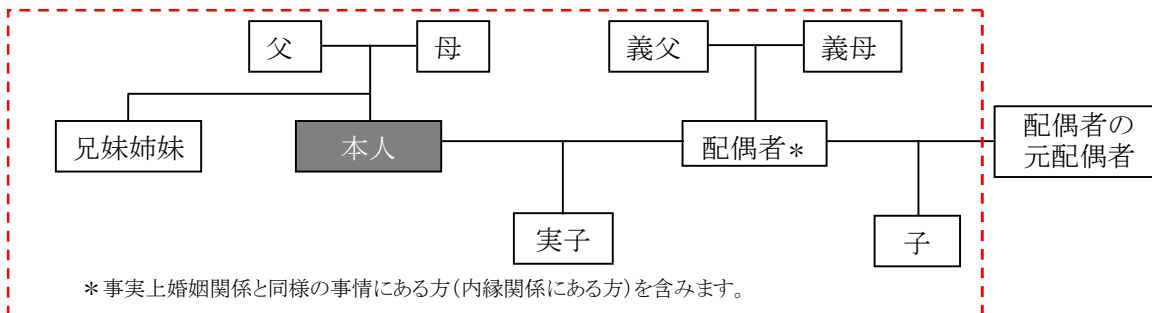
【 外国政府等において重要な公的地位にある方 】

- ① 外国の元首、外国の政府・中央銀行その他これらに類する機関において重要な地位を占める方
- ② 過去に上記①であった方
- ③ ①または②の方のご家族(配偶者、父母、子、兄弟姉妹等)
- ④ ①～③の方が実質的支配者に該当する法人

【 外国の元首、外国の政府・中央銀行その他これらに類する機関において重要な地位を占める方 】

- ・ 我が国における内閣総理大臣その他の国务大臣および副大臣に相当する職
- ・ 我が国における衆議院議長・副議長、参議院議長・副議長に相当する職
- ・ 我が国における最高裁判所の裁判官に相当する職
- ・ 我が国における特命全権大使、特命全権公使、特派大使、政府代表または全権委員に相当する職
- ・ 我が国における統合幕僚長・副長、陸上幕僚長・副長、海上幕僚長・副長、航空幕僚長・副長に相当する職
- ・ 中央銀行の役員
- ・ 予算について国会の議決を経、または承認を受けなければならない法人の役員

【 ご家族の範囲(点線枠内) 】



◆◆◆ 詳しい内容につきましては、お取引店の窓口等にお問い合わせください。 ◆◆◆